

## 別紙

### 1 助成対象となるOJTの主な留意点

OJTとOFF-JTとを計画的に組み合わせた職業訓練※であって、次の1及び2の要件に該当する場合には、OJTについて助成金の助成対象となります。（※「実習併用職業訓練」と「有期実習型訓練」の二種類があります。）

#### 1 対象者

新たに雇い入れた労働者（正規・非正規）又は既に雇用している非正規労働者で、次のいずれかに該当する方（大企業は非正規労働者の方に限ります）。

##### ① 15歳以上40歳未満の者

- ・訓練実施期間が6ヶ月以上2年以下
- ・総訓練時間が1年当たりの時間数に換算して850時間以上

##### ② 職業能力形成機会に恵まれず、安定的な雇用に就くためには訓練に参加する必要があると登録キャリア・コンサルタントが認めた者（年齢要件なし）又は新規学卒者（卒業後3ヶ月以内）

- ・訓練実施期間が3ヶ月超6ヶ月以下（資格を取得するなど特別な場合は1年）
- ・総訓練時間が6ヶ月当たりの時間数に換算して425時間以上

#### 2 総訓練時間に対するOJTの割合

2割以上8割以下

### 2 助成対象となるOFF-JTの主な留意点

助成金の助成対象となるOFF-JTは、座学のみではなく、通常の事業活動と区別して行われる職業訓練をいいます。

例えば、鉄道事業を例にすると電車の運転の訓練を自社で行う場合であって、

- ・客を乗車させない電車を用いて専ら訓練のために電車を運行させる場合
- ・駅構内や軌道において実地で行う出庫点検・非常時・故障時の処置などの訓練を行う場合等がOFF-JTとして助成対象となります。

これ以外にも要件がありますので、詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。